

令和2年度 第9回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和2年12月17日(木) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階第2会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第8回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第18号 専決処分した事件(清須市立小学校、中学校及び幼稚園において新型コロナウイルス感染症発生のために臨時休業または休園とすることにより給食を要しなくなった児童、生徒または幼児に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認について 日程第4 議案第13号 清須市家庭学習応援金支給要綱を廃止する告示案
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 福 田 一 子 委 員 後 藤 小百合 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和2年度 第9回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、福田委員と後藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 第8回定例会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第8回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

それでは、お手元の令和2年度第8回清須市教育委員会定例会会議録案をご覧ください。

開催日時は令和2年11月6日、金曜日、午前9時30分開会でございます。出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか6名の教育部職員でございます。

日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。次に、日程第3、同意第19号 清須市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について、日程第4、議案第12号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定(随時分)について、それぞれ可決いただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから4ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第8回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第8回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、堤委員と高山委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第18号 専決処分した事件(清須市立小学校、中学校及び幼稚園において新型コロナウイルス感染症発生のために臨時休業または休園とすることにより給食を要しなくなった児童、生徒または幼児に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認について

齊藤教育長

日程第3、専決第18号、専決処分した事件(清須市立小学校、中学校及び幼稚園において新型コロナウイルス感染症発生のために臨時休業または休園とすることにより給食を要しなくなった児童、生徒または幼児に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

専決第18号 専決処分した事件(清須市立小学校、中学校及び幼稚園において新型コロナウイルス感染症発生のために臨時休業または休園とすることにより給食を要しなくなった児童、生徒または幼児に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年12月17日提出。清須市教育委員会教育長 齊藤孝法。

2年専決第18号、専決処分書。清須市立小学校、中学校及び幼稚園において新型コロナウイルス感染症発生のために臨時休業または休園とすることにより給食を要しなくなった児童、生徒または幼児に対する給食費の取り扱いについて、緊急に処理する必要があると認めたので清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年11月18日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1枚おめくりください、新型コロナウイルス感染症発生のために臨時休業または休園とすることにより給食を要しなくなった児童、生徒または幼児に対する給食費の取り扱いの内容になります。

新型コロナウイルス感染症発生のために学校等が臨時休業等になった場合、当該校の児童等は給食を要さないことになります。この場合の給食費について、清須市学校給食センター管理運営規則第3条第2項第4号の規定を準用するものです。

なお、1月の間全て給食を要しなかった場合、同規則第7条第1号の規定に基づき、当該月の給食費は徴収しないこととします。

以上でございます、よろしく申し上げます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第18号、専決処分した事件(清須市立小学校、中学校及び幼稚園において新型コロナウイルス感染症発生のために臨時休業または休園とすることにより給食を要しなくなった児童、生徒または幼児に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第18号、専決処分した事件(清須市立小学校、中学校及び幼稚園において新型コロナウイルス感染症発生のために臨時休業または休園とすることにより給食を要しなくなった児童、生徒または幼児に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第13号 清須市家庭学習応援金支給要綱を廃止する告示案

齊藤教育長

日程第4、議案第13号、清須市家庭学習応援金支給要綱を廃止する告示案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野です。

議案第13号 清須市家庭学習応援金支給要綱を廃止する告示案。上記の議案を提出する。令和2年12月17日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市家庭学習応援金支給事業の完了を受け、要綱を廃止するため必要があるからです。

1ページはねてください。こちらが廃止する告示案となります。緊急事態宣言に基づく学校の臨時休業措置に伴い、在宅における学習を余儀なくされた小学校、中学校、高等学校等に在学している者に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的に、1人あたり1万円を支給する事業であり、6月から9月末までを申請受付期間として実施したところ です。

9月末の結果は、7,577人、割合としては、98.7%の方に支給することができました。事業の目的を達成したと判断されることから、要綱を廃止するものです。

ご審議の上、可決されましたら、本日付けで施行する予定でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。議案第13号、清須市家庭学習応援金支給要綱を廃止する告示案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第13号、清須市家庭学習応援金支給要綱を廃止する告示案については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和2年度 第9回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前9時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 福田一子

署名委員 後藤小百合